



保護者のみなさまへ

児童虐待に関する小・中学校の対応について

小・中学校では、子どもの安全・安心が疑われる次のような場合に、速やかに児童相談所または市役所に**●●●●●●**通報することが、**●●●●●●**義務づけられておりますのでご理解ください。なお、虐待の判断は、児童相談所や市役所が行います。

- ・骨折、やけど、アザ、傷などがある。
- ・長期間お風呂に入っていない、または服などが洗濯されていない。ひどく不潔なままである。
- ・必要な受診や治療を受けていない。(病気、虫歯、予防接種や健診など)
- ・日常的に朝食を食べていない。食事が不足している。
- ・親が子どもを過剰に怒鳴る、子どもの自尊心を傷つける言動がある。 など

《根拠となる法律》

～子どもへの体罰は、法律で禁止されています～
(児童虐待の防止等に関する法律第14条第1項)

【児童虐待の防止等に関する法律】

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

【児童福祉法】

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。(抜粋)



安来市要保護児童対策協議会
(安来市役所子ども未来課内)
☎0854-23-3209



児童虐待とは・・・?

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、
溺れさせる、
やけどを負わせる、
家の外にしめだす など

性的虐待

子どもへの性的行為、
性的行為をみせる、
ポルノグラフィティの
被写体にする など

ネグレクト

乳幼児を家に残して
外出する、食事を与えない、
自動車の中に放置する
など

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、
子どもの目の前で
家族に対して暴力をふるう
など

【相談先】 ひとりで悩まず相談してください。相談内容に関する秘密は守られます。

安来市役所子ども未来課 0854-23-3209	子育て支援に関すること 児童虐待に関すること
島根県中央児童相談所 0852-21-3168	子ども全般に関すること
安来市教育委員会学校教育課 0854-23-3193	児童生徒に関すること
小学校または中学校	在籍する子どもに関すること

しつけ

子どもの人格や才能を
伸ばし、社会において
自立した生活を送れる
ようサポートする行為

何がちがう？

体罰としつけは

たいばつ 体罰

身体に苦痛や意図
的な不快感をもた
らす行為(罰)

やめよう！ただく
やめよう！どなる



～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てをしていると、子どもが言うことを聞いてくれなくてイライラすることもあります。つい叩いたり怒鳴ったりしたくなることもありますよね。一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、恐怖により子どもをコントロールしているだけで、なぜ叱られたかを理解できていないこともあります。

最初は「愛の鞭」のつもりでも、いつの間にか「虐待」へとエスカレートしてしまうことがあります。

体罰や暴言による「愛の鞭」は捨て、子どもの気持ちに寄り添いながらみんなで前向きに育んでいきましょう。

こんなことしていませんか？ その1

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので頬を叩いた。
- いたずらをしたので長時間正座をさせた。
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった。

▶▶▶すべて体罰です

★道路に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為は該当しません。

こんなことしていませんか？ その2

- 冗談のつもりで「お前なんか生まれてこなければよかった」など子どもの存在を否定するようなことを言った。
- やる気を出させるという口実できょうだいを引き合いにしていた。

▶▶▶子どもの心を傷つける行為です